

5 東彼杵町規則第16号

東彼杵町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町財務規則の一部を改正する規則

東彼杵町財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(見積書)</p> <p>第85条 契約金額が20万円（工事の場合は<u>50万円</u>）以下の契約（単価契約及び長期継続契約を除く。）については、第83条及び前条第1項の規定にかかわらず、見積書をもって行うことができる。</p>	<p>(見積書)</p> <p>第85条 契約金額が20万円（工事の場合は<u>30万円</u>）以下の契約（単価契約及び長期継続契約を除く。）については、第83条及び前条第1項の規定にかかわらず、見積書をもって行うことができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。